

# 東金市合併処理浄化槽 維持管理費補助金制度のご案内

合併処理浄化槽を使用して生活排水を処理している方の維持管理費として、1基につき**12,000円**（毎年度1回まで）を助成しています。

## 1. 対象条件

- ア 千葉県浄化槽検査センターの水質検査を受け、総合判定が「不適正」でないこと。
- イ 東金市内で、ご本人が住んでいる住宅に設置された合併処理浄化槽であること。
- ウ 店舗等併用住宅の場合は、住宅部分が半分以上であること。
- エ 合併処理浄化槽の規格が10人槽以下であること。
- オ 公共下水道や農業集落排水が使用できる区域ではないこと。（※1）
- カ 暴力団員ではないこと。また、暴力団と関係がないこと。

※1 市ホームページをご覧ください。

- ・公共下水道の区域：<https://www.city.togane.chiba.jp/0000002512.html>
- ・農業集落排水の区域：<https://www.city.togane.chiba.jp/0000009912.html>

## 2. 申請方法・期限

交付申請書と添付書類を、水質検査の受検日から3カ月以内に提出してください。

※申請様式は下水対策課窓口での配布や市ホームページからダウンロードできます。

申請書ダウンロード：<https://www.city.togane.chiba.jp/0000000374.html>

- 【添付書類】
- ①水質検査の検査結果書の写し
  - ②水質検査に要した費用に係る領収書の写し
  - ③誓約書（暴力団員ではないこと、暴力団と関係がないことについて）

## 3. 問合せ・申請先

東金市家徳256番地1（東金市浄化センター内）

東金市都市建設部下水対策課 ☎0475（50）1160

東金アリーナの  
お隣です。

※記入ミスや漏れなどの間違いを防ぐため、原則として窓口での申請をお願いします。

※郵送での提出をご希望の場合は、事前にお電話でご相談ください。

（裏面もお読みください）

# 申請手続等のながれ

①水質検査（浄化槽法第11条検査）を受検

【水質検査の申込】

千葉県浄化槽検査センター

☎043(246)6283

千葉県浄化槽検査センターから水質検査の結果通知書が届く

総合判定の結果が  
「適正」または「おおむね適正」

総合判定の結果が  
「不適正」

検査日から3カ月以内に補助金の交付申請

【必要書類】

- ①交付申請書
- ②水質検査の結果書（写し）
- ③水質検査に要した費用に係る領収書の写し
- ④誓約書

印鑑（認印）と振込口座が確認できるもの（通帳など）をご持参ください。

補助金の交付対象になりません。

結果が不適正であるということは、ご使用の浄化槽に何らかの不具合が生じ、汚水を適正に処理できていません。保守点検を行う業者などにご相談し、対処してください。

市から補助金交付決定の通知

補助金交付請求書の提出

※交付申請時に合わせてお預かりもできます。

市から補助金が指定の口座に振り込まれます

## 申請前にご確認を！

- 対象条件（表面）に該当していますか。
- 水質検査（第11条検査）の結果書はお手元にありますか。
- 法定検査受検日から3か月以内の申請ですか。
- 補助金の交付は1年度に1回までです。申請年度は重複していませんか。
- 請求書には押印が必須です。印鑑（認印）はお手元にありますか。
- 申請書・誓約書・請求書の記入（特に振込口座番号など）に誤りはありませんか。